

神奈川県環境影響評価条例及び同施行規則の改正骨子案について

1 経緯

神奈川県環境影響評価条例（以下「条例」という。）は、昭和55年に制定、昭和56年に施行して以来、社会経済情勢の変化に対応するため、また、より効果的かつ効率的な制度とするため、適宜、手続、対象事業、評価項目等の見直しを行ってきた。

平成23年4月に環境影響評価法（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、法対象事業と条例対象事業との整合を図る必要性や、また、前回の大幅な見直しから10年以上が経過していることなどから、条例の見直しを検討することとした。

見直しにあたって、制度全般について専門的な見地からの意見を聴くため、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、「神奈川県環境影響評価制度の今後のあり方について」諮問した。

審査会では、13回にわたる審議を重ねるとともに意見募集を実施し、その結果も踏まえて、平成24年7月24日、知事に答申を行った。

この答申の内容に基づき、条例及び同施行規則の改正骨子案を取りまとめた。

2 改正の内容

(1) 手続に関する事項（条例改正）

ア 環境影響予測評価実施計画書に関する説明会開催の義務化

環境影響予測評価実施計画書の内容についての住民の理解を深め、事業者による直接的なコミュニケーションを充実させることを目的に、知事による縦覧及び意見募集を行う現行の手続に加え、事業者による説明会の開催を新たに義務付けることとする。

イ 計画立案段階での検討経緯の記載

法改正により方法書提出前に提出することとなった計画段階環境配慮書については、今後、法対象事業の実施効果を検証し、本県制度への導入を検討することとする。

なお、実施計画書に、計画立案段階での事業の位置や規模等に関する検討の経緯の記載を義務付けることとする。

ウ 審査会意見の聴取

技術指針の制定・改定や事業者から提出された図書に対する意見形成等に際し、知事は審査会の意見を聴くこととなっている現行の手続に加え、専門的な知見を踏まえた判断ができるよう、次の場合についても、必要に応じて審査会の意見を聴くことができることとする。

- ・ 事業内容の軽微な変更その他の場合や5年間未着手の事業について、環境保全上の見地から手続の再実施の必要がないと判断する場合
- ・ 事後調査の結果、環境保全上の見地から是正が必要と判断する場合など

(2) 対象事業に関する事項（規則改正）

ア 自動車専用道路

現行の規定では、自動車専用道路の建設については、規模に関わらず全ての事業が対象となるが、全国的に導入が進められているスマートインターチェンジの場合、接続道路が自動車専用道路に指定されるため、規模に関わらず全ての事業が対象となり、その環境影響の大きさに比べ事業者に過大な負担を課すことになる場合がある。

自動車専用道路の対象事業は一般道路と同規模の要件とし、環境影響の小さい事業は対象事業から除外することとする。

現 行	改 正 案
甲・乙・その他の地域いずれも 全事業が対象	甲地域：延長 2 km以上 乙地域：延長 5 km以上 その他：4車線以上かつ延長 5 km以上

* 「甲地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園の区域のうちの特別地域や、自然環境保全地域のうちの特別地区など

「乙地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園の区域や、自然環境保全地域のうち「甲地域」を除く地域

イ 鉄道の地下移設、高架移設等

現行の規定では、鉄道の建設については、増設を伴わない地下移設、高架移設等は対象事業としていないが、これらの事業の実施に伴う環境影響は、新設や増設と同様に大きいと考えられるため、新設・増設と同規模の地下移設、高架移設等を対象事業に加えることとする。

現 行	改 正 案
甲・乙・その他の地域いずれも、 対象外	甲・乙・その他の地域いずれも、 延長 1 km以上の事業を対象とする

ウ 発電施設

(ア) 発電施設の区分等

現行の規定では、発電施設の建設については、事業の目的によって一般電気事業等の用に供するものと、特定電気事業等の用に供するものの2つに区分し、異なる規模要件を設けているが、発電施設の建設による環境影響の大きさは、事業の目的による違いはないと考えられるため、この区分を廃止し、法や他自治体の条例で多く採用されている発電出力による規模要件に統一するとともに、電気事業の用に供するもの以外の発電施設についても対象事業に加えることとする。

(イ) 火力発電施設

類似の環境影響を与える「工場・事業場」の規模要件と同程度となる発電出力の規模とする。

(ロ) 水力発電施設

現行の規定では、甲地域及び乙地域における水力発電施設の建設については、

規模に関わらず全事業を対象としているため、その環境影響の大きさに比べ事業者に過大な負担を課すことになる場合がある。

甲地域及び乙地域における水力発電施設については、規模要件を設定し、環境影響が小さいと考えられる事業は対象事業から除外することとする。

(エ) 風力発電施設

現行の規定では、風力発電施設の建設については対象事業としていないが、固定価格買取制度の導入により施設の建設が増加することが見込まれ、このたび環境影響評価法においても風力発電施設が対象事業に追加された。

風力発電施設は、法対象事業の規模（1万kW以上）に満たないものについても環境に大きな影響を与える可能性があるため、法対象事業の規模や他自治体の動向等を踏まえて規模要件を設定し、対象事業に加えることとする。

・現行

一般電気事業等の用に供する電気工作物	甲地域	乙地域	その他の地域
火力発電	全事業	全事業	10万kW以上
地熱発電	全事業	全事業	7千kW以上
原子力発電	全事業	全事業	全事業
水力発電	全事業	全事業	2万kW以上
特定電気事業等の用に供する電気工作物	全事業	全事業	敷地面積3ha以上又は燃料使用量4kl/h以上

・改正案

電気工作物	甲地域	乙地域	その他の地域
火力発電	2万kW以上	2万kW以上	2万kW以上
地熱発電	全事業	全事業	7千kW以上
原子力発電	全事業	全事業	全事業
水力発電	1千kW以上	1千kW以上	2万kW以上
風力発電	5百kW以上	5百kW以上	5千kW以上

エ 建替え事業除外規定の見直し

現行の規定では、既存の工場や発電所などを除却し、新たに工場や発電所を建設する事業については、敷地面積や処理能力（環境に与える負荷）が既存のレベルを超えない場合は、対象事業としていない。

この規定は、既存施設の除却と新設を一連の行為として行うことを条件としているが、施設が既に除却されている場合でも、現に工業系の土地利用がされている地域であり、かつ環境に与える負荷が従前の工場等のレベルを超えないという確認ができれば、対象事業としないよう規定の見直しを行う。

（例えば工業団地内の工場跡地に新たに工場を建設する場合などを想定）

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成24年10月 改正骨子案に対する県民意見募集の実施
- 12月 環境農政常任委員会に改正素案を報告
- 平成25年2月 条例改正案を提案